

総社市政策監の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市政策監の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市政策監の設置等に関する条例（平成28年総社市条例第29号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 条例第5条第2号の規則で定める政策監の職務は、総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）第1条の2の規定により設置する秘書室の分掌事務の統括及び所属職員の指揮監督とする。

(決裁等)

第3条 政策監の秘書室における決裁及び専決事項は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める部長の例による。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(総社市政策監設置条例施行規則の廃止)
- 総社市政策監設置条例施行規則（平成21年総社市規則第7号）は、廃止する。
(総社市事務分掌規則の一部改正)
- 総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条号」という。）を加える。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 略 <u>(市長直轄の組織)</u> 第1条の2 <u>市長直轄の組織として、秘書室を置く。</u></p> <p>(事務分掌) 第13条 各課、係の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>秘書室</u> <u>(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。</u> <u>(2) 交際及び渉外に関すること。</u> <u>(3) 儀式及びほう賞に関すること。</u> <u>(4) 名誉市民に関すること。</u> <u>(5) 庁議及び部長報告に関すること。</u> 総合政策部～環境水道部 略</p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(事務分掌) 第13条 各課、係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部～環境水道部 略</p>